

新刊全件マーク等データサービス使用契約に係る

入札説明書

〒850-0007

長崎市立山1-1-51

長崎県立長崎図書館（総務課）

電話番号 095-826-5258（直通）

FAX 095-826-5253

## 入 札 説 明 書

下記の入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書に基づき実施するものとする。入札に参加する者は、この入札説明書その他関係法令を熟知のうえ入札しなければならない。

この場合において、当該仕様等に疑義がある場合は、下記3の(1)に掲げるものに説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

- 1 公示日 平成30年1月29日(月)
  
- 2 「入札に関する条件」及び「注意事項」
  - (1) 契約名  
新刊全件マーク等データサービス使用契約
  - (2) 契約内容  
別添仕様書による
  - (3) 契約期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
  - (4) 履行場所  
(住所) 長崎市立山1-1-51  
(名称) 長崎県立長崎図書館
  - (5) 入札の場所及び期日
    - ① 場所 長崎県立長崎図書館 4階研修室(長崎市立山1-1-51)
    - ② 期日 平成30年3月23日(金) 15時00分開始
    - ③ 電送及び郵送による入札は認めない。  
開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に3の(1)の機関に確認すること。
  - (6) 質問書の提出について  
当該入札の仕様書に関する質問については、下記の期日までに書面(FAX)にて提出すること。なお、必ず着信の確認を行うこと。  
(提出場所) 長崎県立長崎図書館 総務課  
FAX 095-826-5253  
(提出期限) 平成30年3月2日(金) 15時00分まで  
※ 回答については、平成30年3月9日(金)までに書面(FAX)にて行う。

## (7) 入札書の記載方法

- ① 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ② 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）を入札書に記載すること。
- ③ 入札金額（首標数字）は訂正することができないこと。
- ④ 入札書の提出後は、書き換え、引換え又は撤回することができないこと。
- ⑤ 代理人が入札する場合には、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。

### 【注意事項】

- ・ 入札書は封筒に入れ、封筒に会社名、入札物件名（又は業務名）を記入し提出すること。
- ・ 入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所に押印すること。
- ・ 誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。
- ・ 入札書の宛名は長崎県立長崎図書館長宛とすること。
- ・ 入札書及び委任状に押印する代表者印は届出済の印鑑を使用すること。

## (8) 最低制限価格

本入札には、最低制限価格を設定しない。

## (9) 入札保証金及び契約保証金

### ① 入札保証金

- 入札保証金等は、入札執行日までに提出すること。
- 見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む）の 100 分の 5 以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
  - ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の 100 分の 5 以上）を締結し、その証書を提出する場合。
  - イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、その内容を証明するもの（2 件以上）を提出する場合。  
なお、「規模をほぼ同じくする契約」については、見積もった契約希望金額を次の 3 段階に区分し判断すること。

- ①3,000 万円以上
- ②3,000 万円未満 1,000 万円以上
- ③1,000 万円未満（ただし、最低でも 100 万円を超える契約締結の証明を必要とする）

- 入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

**【注意事項】**

- ・ 入札保証保険証書及び契約書の写し等（2 件以上）は、平成 30 年 3 月 16 日（金）15 時 00 分までに提出すること。
- ・ 入札保証保険期間の終期は、開札日から起算して 7 日目とすること。

**② 契約保証金**

- 契約保証金は、契約書と同時に提出すること。
- 契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
  - ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合。
  - イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県もしくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が 2 件以上あり、その履行を証明するもの（2 件以上）を提出した場合。なお、「規模をほぼ同じくする契約」については、見積もった契約希望金額を次の 3 段階に区分し判断すること。
    - ①3,000 万円以上
    - ②3,000 万円未満 1,000 万円以上
    - ③1,000 万円未満（ただし、最低でも 100 万円を超える契約履行の証明を必要とする。）
- 契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

**(10) 入札が代理人である場合の委任状の提出**

入札者が代理人である場合は、委任状（委任者の届出済の印鑑を押印したものに限る。）の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

**(11) 入札の無効**

次の入札は、無効とする。なお、下記の①から⑦により無効となった者は再度の入札に加わることはできない。

- ① 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- ② 入札者が法令の規定に違反したとき。

- ③ 入札者が連合して入札したとき。
- ④ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- ⑤ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- ⑥ 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札をしたとき。
- ⑦ 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ⑧ 所定の額の入札保証金を納入しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- ⑨ 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- ⑩ 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- ⑪ 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- ⑫ 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- ⑬ その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

#### (12) 落札者の決定方法

- ① 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限範囲内で、最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。なお、最低制限価格は設定しない。
- ② 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- ③ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- ④ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- ⑤ 入札回数は、3回を限度とする。3回までに決定しない場合は最低入札価格を入札した者との見積の協議を行う。

(13) 契約書の作成等

- ① 落札決定を受けた日から7日以内に契約締結ができるよう手続を行い、契約書を提出すること。
- ② その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによるものであること。

(14) 競争入札の参加資格

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者であること。
- ② 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ③ 新刊全件マーク等データサービス使用契約に関する平成30年〇月〇日付けの競争入札の参加者の資格等に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- ④ この公告の日から2の（5）の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- ⑤ この公告の日から2の（5）の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- ⑥ 当該契約を確実に履行できると認められる者で、当該業務の仕様の内容の全部を第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。

3 その他

(1) 当該契約事務に関する担当機関

(住 所) 〒850-0007 長崎市立山1-1-51  
(名 称) 長崎県立長崎図書館 総務課  
(電 話) 095-826-5258 (直通)  
(FAX) 095-826-5253

(2) 入札参加資格を得るための申請の方法等

- ① 申請の時期は、この入札に関する告示の日から平成30年3月16日（金）15時00分までとする。
- ② 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先3の（1）の機関と同じ。